

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（ 内閣府地域活性化推進室 ）

制 度 名	「国際戦略総合特区」（仮称）における特例措置	
税 目	法人税、所得税、登録免許税	
要 望 の 内 容	<p>総合特区法(仮称)に基づき、内閣総理大臣による認定を受けた「国際戦略推進計画」（仮称）において定める「国際戦略総合特区」（仮称）において、</p> <p>①同計画に記載された事業を実施しようとする者が、当該事業の用に供する機械及び装置並びに建物及びその附属設備並びに構築物を取得、製作又は建設した場合、取得価額の一定割合に相当する額を、事業の用に供した事業年度の法人税額から控除する特例措置の創設【法人税に係る投資税額控除】。</p> <p>②同計画に記載された事業を実施しようとする者が、当該事業の用に供する機械及び装置並びに建物及びその附属設備並びに構築物を取得、製作又は建設した場合、事業の用に供した年度の減価償却限度額は、取得価格の一定割合に相当する額（特別償却限度額）と普通償却限度額の合計額とする特例措置の創設【法人税に係る特別償却】。</p> <p>③同計画に記載された事業を実施しようとする者が、特区内において行われる事業により生じた当該事業年度の課税所得の一定割合に相当する額を、損金に算入することができる特例措置の創設【法人税に係る所得控除】。</p> <p>※①～③については、事業者の判断により、いずれか1つの選択制とする。</p> <p>④同計画に記載された事業を実施しようとする者が、当該事業に係る研究開発を実施した場合、当該研究に係る費用の一定割合に相当する額（当該事業年度の法人税額の一定割合に相当する額を上限とする）を、研究開発を実施した事業年度の法人税額から控除する等の特例措置の創設【法人税に係る研究開発投資税額控除】。</p> <p>⑤同計画に記載された事業を実施しようとする者として、同計画を作成した地方公共団体の長による認定等を受けた（P）事業者について、個人投資家が認定後3年以内に当該事業者に出資した場合、当該投資家の投資年度の総所得額から一定額を控除する特例措置を創設【所得税に係る投資控除】。なお、新しい公共として社会的課題に取り組む事業にあっては、投資の直前期までの営業キャッシュフローが赤字であることを要しない。</p> <p>⑥同計画に記載された事業でかつ公益的なものを実施しようとする者が、同計画を作成した地方公共団体の長による認定等を受け、当該事業の用に供する不動産を取得した場合、当該不動産の登記に係る登録免許税を減免する特例措置の創設【登録免許税の減免】。</p>	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	350億円前後 ※地域活性化総合特区との合算 （ - ）

必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性を持ちうる特定地域を対象とし、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積を促進し、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を形成すること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を形成する観点から、法人税等の軽減を図る必要がある。</p>	
	今回の要望に関連する事項	合理性
政策の達成目標		<p>「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において、「総合特区制度の創設により、拠点形成による国際競争力等の向上…が期待される」と定められている。</p> <p>国際戦略総合特区の推進により、当該特区における投資による年間 7,500 億円前後の経済効果を発現させ、我が国経済全体の成長エンジンとして機能することを目指す。</p>
租税特別措置の適用又は延長期間		2020 年まで
同上の期間中の達成目標		<p>「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において、2020 年までに実現すべき成果目標として、「拠点形成による国際競争力等の向上」が定められている。</p> <p>国際戦略総合特区の推進により、当該特区における投資による年間 7,500 億円前後の経済効果を発現させ、我が国経済全体の成長エンジンとして機能することを目指す。</p>
政策目標の達成状況		—
有効性		<p>要望の措置の適用見込み</p> <p>次期通常国会において法律成立後、来年度中、速やかに「国際戦略総合特区」（仮称）を指定し、税制の特例措置が活用されることが見込まれる。</p> <p>要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）</p> <p>規制緩和と法人税も含む税制を中心に、財政・金融支援を組み合わせた手段により、我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られ、国際競争力が飛躍的に向上する。</p>
相当性	<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p> <p>地方税（個人住民税、法人住民税、事業税）を要望。</p>	

	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p> <p>「総合特区推進費」(仮称)として、約800億円を要求。</p>
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p> <p>内閣総理大臣による認定を受けた「国際戦略推進計画」(仮称)に記載された事業に対し、上記の財政措置及び要望税制措置等を一体として支援。</p>
	<p>要望の措置の妥当性</p> <p>我が国経済の成長エンジンとなるような産業・企業の集積等は、当該産業・企業の判断により行われるものであることから、政策目的を実現するためには、一定の要件を満たすことにより特例を受けることができる税制措置を講じることが効果的である。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	<p>租税特別措置の適用実績</p> <p>—</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p> <p>—</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p> <p>—</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p> <p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p> <p>—</p>	